

第1号様式（日本産業規格A列4番）

移動等円滑化取組計画書
(一般乗合旅客自動車運送事業)

令和8年 6月30日

住 所 鹿児島県鹿児島市中央町18-1

事業者名 南国交通株式会社
代表者名 代表取締役社長 岩切 俊一
(役職名及び氏名)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項
・当社が保有する乗合バス車両においては、2025年度末時点のノンステップバス導入率は、9.3%にとどまっている。こうした現状を踏まえ、車両の更新と併せてノンステップバスの導入を推進し、ノンステップバス導入率を向上させる。(ワンステップバスを含めた導入率は48.8%)
(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項
・係員に対して接遇研修や車いすなどの対応訓練を行う。
・車内放送に高齢者、障がい者等に席を譲るように周知を行う。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバス	・ノンステップバスを順次導入する。

- ② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車両の導入 情報提供	・ バリアフリー対応車両の導入 ・ 液晶運賃表示器の導入

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
介助必要者に対して の乗降補助の提供	・ 車いす利用者等のバス乗降時に係員が補助する。

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車内における情報提供	・ 車内の液晶運賃表示器を順次設置する。

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員の技術向上	・ 乗務員を対象にした、高齢者・障がい者の方の乗降支援に関する教育を実施する。

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
啓発活動	・ 優先席や座席の譲り合い等を車内放送等でマナー等の啓発を促す。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

- ・ 職員のバリアフリーに対する理解度を図るべく定期的に試験を行い、会社内の次年度以降の教育訓練の方針策定の判断材料とする。

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

Ⅴ 計画書の公表方法

ホームページへの掲載

Ⅵ その他計画に関連する事項

- 注 1 Ⅳには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。
- 2 Ⅴには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。
- 3 Ⅵには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。

移動等円滑化取組計画書
(バスターミナル)

令和8年 6月30日

住 所 鹿児島県鹿児島市中央町18-1

事業者名 南国交通株式会社
代表者名 代表取締役社長 岩切 俊一
(役職名及び氏名)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1)旅客施設及び車両等の整備に関する事項
・現状、移動円滑化に適合しているため、施設等が老朽化してきたら対応する。
(2)旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項
・全係員が高齢者、障がい者等の方に声かけ、誘導案内等の人的支援ができるよう、 接遇研修モデルプログラムに応じた教育を実施する。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
老朽化時対応	・現状、移動円滑化に適合しているため、施設等が老朽化してきたら対応する。

- ② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
情報提供	・施設内のデジタルサイネージ等で提供

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
介助必要者等の接遇に関する講習等を受講	・介助必要者への乗降や案内等に関して係員が補助する。

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ホームページの内容充実	・ホームページの内容をわかりやすく表示する。

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
接遇に関する講習の実施	・全係員に対して、障がい当事者への声かけ・旅客支援に関する教育を行う。

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
啓発活動	・デジタルサイネージを活用し、情報提供を行う。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

・他の交通機関と案内サイン等の表示を統一化する。

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

Ⅴ 計画書の公表方法

ホームページへの掲載

Ⅵ その他計画に関連する事項

注1 Ⅳには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Ⅴには、本計画書の公表方法(インターネットの利用等)について記入すること。

3 Ⅵには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画(事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等)がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。